議案第４７号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和６年（２０２４年）２月２６日提出

宝塚市長　山　﨑　晴　恵

宝塚市は、次のとおり除草作業により生じた損害を賠償する。

１　賠償の理由

令和５年（２０２３年）９月１３日午前１１時頃、宝塚市立西谷中学校の駐車場内において、宝塚市教育委員会の職員が、草刈り機を使用して草刈り作業をしていたところ、注意が不十分であったため、同草刈り機により跳ね上げられた小石が、駐車中の相手方所有の普通乗用車右側面部に接触し、同乗用車が損傷した。

この事故は、市職員の過失によるものと認められるので、その損害を賠償する。

２　賠償の金額

金１，４２９，４８０円

３　賠償の相手方

[redacted]

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。